

JDA NO.120

令和5年7月29日
発行

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 9-7 兜町第一ビル TEL.03-3668-2788 FAX.03-3668-2789 <http://www.untendaikoukyoukai.or.jp>

JDA第28回通常総会開催 6月26日(月) 東京・鉄鋼会館



公益社団法人全国運転代行協会第28回通常総会が、6月26日(月)午後1時から東京都中央区の鉄鋼会館において開催されました。

来賓として警察庁交通局交通企画課川瀬課長補佐、国土交通省自動車局旅客課旅客運送適正化推進室大村室長、東京交通新聞社仁平社長にご出席いただき、当協会板橋会長の挨拶に続いてそれぞれご挨拶をいただいた後、以下の審議に入り、議案は全て異議なく承認・可決されました。

会長挨拶 ----- 2~3

来賓・行政担当官ご挨拶 ----- 4~6

第28回通常総会概要報告 ----- 7

第1号議案 令和4年度事業報告・決算報告の件

第2号議案 定款変更の件

その他報告事項(行政からの周知依頼他) ----- 8

会長挨拶

公益社団法人全国運転代行協会 会長 板橋 勇二



本日は公益社団法人全国運転代行協会 第28回通常総会にあたり、御多用御多忙のところご臨席いただきました警察庁・国土交通省様、(株)東京交通新聞社様、厚く御礼申し上げます。そして、人手不足等で大変お疲れの中、ご出席いただきました会員の皆様方、大変ご苦労様でございます。

近年まれにないコロナ禍により緊急事態となっておりましたが、昨年は制限がずいぶん緩和され、今年5月8日には感染症法の上で「第5類」に移行となされました。その様なことから「国・自治体」は経済回復の為、さまざまな支援に力を入れて下さり、大変ありがたく存じます。しかしながら、運転代行業は減少したままの状況であり、コロナ禍前の、令和元年末と令和4年末を比較しますと、全国的に随伴車保有台数は27%減少・従事者数は23%減少と回復がなかなか見られない様であります。

このような現状から、一昨年末又、昨年末そして今年になっては、利用者が代行を依頼する際の待ち時間が60分や100分を超えてしまっている地区も多くある様であり、代行を待ちきれず飲酒運転をしてしまうケースも少なくはないようです。又、休業中だった事業者も代行依頼が増えてくると準備不足のまま急いで営業を再開し、違法車両等、違法行為を行ってしまっている事業者が目につくと言う報告も数多く上がっている様です。このような状況ですと、飲酒運転の根絶になかなか追いつかず「利用者保護」の観点からも非常に危惧される状況であります。違法行為についても同様であり、今現状はもちろんの事、繰り返されないように対策を講じなければならないと考えます。

運転代行業界はまだまだ厳しい状況が続いておりますが、経済回復に関わる業として無くてはならない業と実感しております。未だ社会問題であります飲酒運転・飲酒事故ですが、運転代行業とは「飲酒運転根絶の受け皿となる業」として、無くてはならない業であるのです。このような考え・思いから、我々の協会は公益社団法人である事からも「飲酒運転根絶運動」運転代行業の「適正な業務運営」そして「代行業務の事故防止」活動に、取り組んでいるのであります。

前会長の退任挨拶状にございます「運転代行業界の主な動き」と「前会長丹澤忠義のあゆみ」の様に、これまでの丹澤顧問の働きかけにより当協会は、平成8年3月「警察庁・運輸省」（現在の国土交通省）の認可を受け、社団法人として設立しました。その後、平成24年4月内閣府から認定を受け公益社団法人となりました、今現在も「飲酒運転根絶」の担い手である業の存在意義・重さ、業界の問題点等を集約し業界の健全化を目指しております。

これまでの動きからも今後の業界発展は、当協会の会員の皆様・事務局・理事・支部長が中心となり、「数は力となります」皆様の地元の事業者を一社でも多く協会へ加盟していただき、念願でありました「最低利用料金の条例設定」においても実現されるよう支部として各地区の担当部局、関係者の協力をいただき、前向きに話し合いをしていただきたいと思います。

又、今回の新型コロナウイルス感染症により、代行業界は窮状に陥ってしまいましたが、緊急事態宣言中であっても事業継続要請が発出されました通り、運転代行は無くしてはならない業なのであります。万一、再びこのような事態がおきてしまった際、今現在のように運転代行の従事者・随伴車保有台数が30%もの減少にならない様、利用者保護の為に、適正事業者の保護的な制度・措置を国には考えていただける様、相談しなければならないと考えております。そして、運転代行業は経済の回復・発展にも関わる一部の業であり、飲酒運転根絶の使命を担っている業でもあります。運転代行業界の認識向上と社会的信用の為に、日本標準産業分類の一般常用旅客自動車運送業（ハイヤー・タクシー等）と同等的な位置づけを目標に、今後も取り組んでいきたいと思っております。

その為には、我々は心をひとつにし、ひたむきに取り組む事が大切であり、まさに、丹澤顧問の「座右の銘」に書されております様、「一途一心」を心掛け、意識し代行業界の健全化、当協会の更なる発展の為に、皆様力を合わせて取り組んで参りましょう。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、大変貴重な輝かしい報告がございます。

今年1月18日永年にわたる交通安全の功労に対し、一般財団法人全日本交通安全協会より、交通栄誉章「緑十字金章」が授与されました。当協会にとって、又運転代行業界にとっても大変名誉な事で我々の誇りであり、大きな励みになります。

今後も我々が一丸となり、まじめに営んでいる事業者が報われる時代へとなるよう取り組んでまいりたいと思っております。

来賓・行政担当官ご挨拶

警察庁交通局交通企画課
川瀬 優介 課長補佐



公益社団法人全国運転代行協会の第28回通常総会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日御参会の皆様方には、平素から、警察行政の各般にわたり、深い御理解と多大な御支援をいただいておりますことに対し、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、令和4年中の交通事故情勢につきましては、交通事故死者数は2,610人と、警察庁が保有する昭和23年以降の統計で6年連続で最少を更新したものの、その減少率は1%にとどまっているほか、30日以内死者数については、7年ぶりに増加しております。

また、本年に入りまして、交通事故死者数は増加の傾向を示しており、交通事故を巡る情勢は厳しいものとなっております。

このような状況の中、第11次交通安全基本計画で掲げている「令和7年までに24時間死者数を2,000人以下とし、世界一安全な道路交通を実現する」という目標を達成するためには、警察をはじめ各界各層がより一層協力して更に効果的な対策を講じていく必要があると考えております。

とりわけ、飲酒運転根絶の観点からは、その受け皿としての運転代行サービスの普及促進を図っていくことが重要であると認識しており、御協会をはじめとする関係各位の御協力は必要不可欠であります。

また、先日閉会しました第211回国会において「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が成立し、これに伴い、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律が一部改正され、これまでは紙媒体で交付していた認定証を廃止し、自動車運転代行業者は、認定証に代えて認定を受けたことを示す所定の標識を主たる営業所に掲示するとともに、原則として、当該標識をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないなど、新たな義務が課されることとなります。

詳細な内容については、現在、下位法令の整備を進めているところであり、追って周知いたしますが、平素から自動車運転代行業の健全化のために様々な取組を推進していただいている御協会におかれましても、改正法への御対応について御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、御協会の一層の御発展と、本日御参会の皆様方のますますの御健勝、御多幸を祈念いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。

来賓・行政担当官ご挨拶

国土交通省自動車局旅客課 旅客運送適正化推進室
大村 健一 室長



本日は、第28回通常総会にお招きいただき、ありがとうございます。

皆様におかれましては、日頃より、適正な運転代行業界の構築にご尽力頂き、感謝申し上げます。また、国土交通行政にご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。

自動車運転代行業界が、健全な発展を進める上では、貴協会において引き続き大きな役割を果たしていただくことが必要不可欠であると考えており、貴協会の今後の活動に期待しているところです。

すでにご承知かと思いますが、閣議決定された地方分権改革に関する地方からの提案への対応方針を受け、平成30年12月、運転代行業の最低利用料金を条例で設定することが可能である旨の通知を、都道府県のみならず、皆様にも発出しております。

この地域の実情に応じた最低利用料金の設定については、各都道府県が条例で最低利用料金を定めることを検討する際のデータとして活用していただくため、昨年、国土交通省において貴協会の会員等を対象とした料金原価及び収入等に関する実態調査の結果とともに最低利用料金の設定に係る検討の一助となるよう、参考情報の提供を行ったところです。

今後も、最低利用料金の設定が進むよう、国土交通省においても各運輸局等から都道府県へ検討状況の聴取を実施するなど、必要に応じて協力をして参ります。

その際にはご協力の程よろしくお願いいたします。

さて、平成27年度に、運転代行業法における国土交通大臣の権限が都道府県知事に移譲され、早9年目に至ったところです。

これまで国土交通省からは、運転代行業の適切な運用に係る取扱い規程類を、技術的助言として各県へ通知してきたところです。

引き続き、各県の取組実態を把握するなど、運転代行業の適正化に向けた積極的な取組が、全国でなされるよう、進めてまいりたいと考えております。

運転代行業の、一層の健全な発展のため、貴協会は、なくてはならない存在であります。今後の活躍に大いに期待する次第です。国土交通省におきましても、引き続き貴協会及び都道府県や警察とも連携しながら、業界の適正化及び利用者利便の向上に取り組んで参ります。

最後になりますが、貴協会並びに運転代行業界の益々のご発展と本日で列席の皆様の御健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

来賓・行政担当官ご挨拶

東京交通新聞社 代表取締役社長
仁平 英紀



ただ今、ご紹介いただきました、東京交通新聞の仁平と申します。本日は、通常総会にお招きいただき、ありがとうございます。おめでとうございます。平素より、板橋会長様、丹澤顧問様をはじめ、皆様には格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

御協会が、自動車運転代行業界の安全・安心の基盤として安定的に運営され、飲酒運転の根絶に向けて、長年にわたり、社会の安全・安心のためにご活動されていることに、心から敬意を表しております。利用者の利便性・安心感を高める輸送サービスの一つとして、運転代行の果たす役割はますます重要になっていると認識しております。

新型コロナウイルス禍は落ち着きつつありますが、燃料高騰、物価高、ウクライナ情勢と、依然として視界不良の状況が続いています。人・企業の動きが活発化する中で、夜の街はかつてのにぎわいを取り戻すには至っておらず、皆様の事業の厳しさは変わらないものと推察します。皆様には、今後もより一層、団結され、利用者のために、業界全体のために、交通分野の発展のために活躍してほしいと願っております。

弊紙は、東京交通新聞はこれからも、皆様に役立つ情報をお届けし、皆様のお取り組みをしっかりと応援させていただきます。

簡単ではございますが、これをもってごあいさつとさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

第28回通常総会 概要報告

6月26日に開催しました第28回通常総会は、皆様のご協力により無事終了いたしました。また、来賓として警察庁、国土交通省、(株)東京交通新聞社のご臨席を賜りました。議案については、全て承認・可決されました。以下に、各議案の概要を掲載いたします。

第1号議案 令和4年度事業報告・収支決算報告の件

新型コロナウイルス感染症対策としては、国よりの事務連絡及び周知依頼を受け、都度会員へ案内しました。また、新聞・テレビ等の取材にも応じ、運転代行業の現状・窮状を訴え、報道していただきました。

I 公益事業1 交通安全に寄与するための交通安全講習会

新型コロナウイルス感染症の影響により、講習会は前年に続き自粛・延期の環境下であったが、5支部にて開催しました。

II 公益事業2 交通安全に寄与するためのキャンペーン及び広報活動

飲酒運転根絶キャンペーン街頭活動については、各都道府県警察本部、地方公共団体、飲食店関係者及び地域住民と連携し、各支部からの報告分として延べ6回の活動が行われました。

飲酒運転根絶を地域社会に訴える広報活動としては、業界紙に広告を掲載すると共に新聞社の取材にも応じ、紙面掲載等報道いただきました。また例年と同じく飲酒運転ゼロを目指す「SDDプロジェクト」への後援団体として引き続き名を連ねました。

その他全国交通安全運動への参加として交通安全ポスターの提供、機関紙「JDAニュース」の年2回発行、ホームページ、フェイスブックによる協会活動や情報等を発信しました。

III 公益事業3 優良運転代行業者評価制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、第4期の開催については、開始すべく協議を重ねてきましたが、依然延期となっています。当協会としては、再開に対応すべく準備しています。

IV その他の事業

* 業界環境の改善

最低利用料金を条例で定めるにあたり、国土交通省から発出の「自動車運転代行業者の料金原価及び収入等に関する実態調査」について、都道府県知事宛て要望書を提出し、条例制定を促しました。

◎令和4年度収支決算報告

議案書に基づき、正味財産増減計算書、収支計算書を主として事務局より説明がなされ、次に令和4年度事業報告、計算書類等については、顧問税理士の検証の後、監事監査の結果、監事より適正であるとの評価であったとの報告を行いました。

以上の説明に対して、第1号議案は、満場異議無く賛成多数により承認・可決されました。

第2号議案 定款変更の件

広く会員を募るため、準会員制度の新設と、併せて賛助会員会費の変更について、定款の変更内容を事務局より説明がなされた。

定款の変更は定款第18条第2項に基づき、第2号議案は、満場異議無く総会員数の3分の2以上の賛成多数により承認・可決されました。

警察庁・国土交通省等からの周知依頼

警察庁・国土交通省より、当協会へ、以下の周知依頼が発出されておりますので、お知らせいたします。

『インボイス制度が始まります』

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

【中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口についてのご案内】

免税事業者のインボイス制度に関する相談内容に応じて、税理士による無料オンライン相談など各種相談先を紹介する「中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口」を開設しております。

【中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口】 <https://chusho-invoice.jp/>

『夏季の省エネルギーの取組について』

エネルギー需要が増える夏季の省エネルギーの取組を推進するため、省エネルギー・省資源対策推進会議 省庁連絡会議において、「夏季の省エネルギーの取組について」が決定されました。

会員の皆様におかれましては、無理のない範囲での省エネルギー・節電の推進に一層ご努力いただくなど、本取組の推進にご協力いただきますようお願いいたします。

具体的取り組みにつきましては、経済産業省資源エネルギー庁の【省エネポータルサイト】をご覧ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/index.html

当協会ホームページでは行政からの周知の他、支部活動など様々な情報を掲載しております。

4年ぶりに懇親会を実施…事務局より

6月26日（月）公益社団法人全国運転代行協会第28回通常総会が開催され、議案はすべて可決されました。また、今回はコロナ禍による活動の自粛緩和後初の開催となり、4年ぶりに来賓の皆様（警察庁、国土交通省、東京交通新聞社）にご臨席とご挨拶を頂き、総会終了後には懇親会も行われました。

